から三八二の六まで、字柳ケ谷三八三、字榎左近谷三八四、字ゴン付一八五、三九三、三九六、字ゴン付谷三八五、三八五の一、三八六の三から三八六の八まで、三八七から三八九まで、三九〇、三九四、三九五、三九七、三九八の一から三九八の三まで、字金剛寺山四〇二の二から四〇二の八まで、四〇二の一二から四〇二の一六まで、字村宮山四〇四、四〇五の一、四〇七、四〇八、字村ノ内二六四、四〇九、字榎ケ山四一〇、四一二、四一六、字榎谷二五三の一、四一四の二、四一四の三、四一九の四、字柳畑毛四一八、四二〇の一、四二〇の四、四二二、四二二の一、四二三、字石堂山四二六の一、四二六の二、四二七の一から四二七の三まで、四二七の五、四二七の九、四二七の一〇、四二八から四三四まで、四三四の一、四三五、野町字柳谷五五二から五五五まで、五五五の一、五五六、五五七、五五八の二から五五八の八まで、五五八の一〇、五五八の一七、五五八の一八、字長左近五六四の一、五六四の三、五六四の七、五六四の二〇から五六四の二五まで、五六四の二九から五六四の三六まで、字宮治岩五六六の二から五六六の一五まで、五六六の二一、五六六の二三から五六六の四二まで、五六六の四四から五六六の五四まで、五六六の五六、字道草五六七の二、五六七の三、五六七の五から五六七の二一まで、五六七の二三から五六七の五八まで、五六七の六〇、五六七の六一、五六七の六四、五六七の六五、五六七の六八、五六七の七一から五六七の七三まで、五六七の八六、五六七の八九から五六七の九三まで、五六七の九六から五六七の一〇五まで、五六七の一〇七、五六七の一二二、五六八、字椿谷五六九の二、五六九の三、五六九の九、五六九の一〇、五六九の一二から五六九の一六まで、五六九の二〇、五六九の二二から五六九の二四まで、五六九の二六から五六九の三一、五六九の三二、五六九の三七、五六九の三八、五六九の四〇から五六九の五三まで、五六九の五五から五六九の六二まで、五六九の六五から五六九の六八まで、五六九の七一から五六九の七三まで、五六九の七七、五六九の七八、五六九の八三、字後口山五七〇の一から五七〇の四まで、五七〇の六から五七〇の九まで、五七〇の一一、五七〇の一三から五七〇の四一まで、五七〇の四四、五七〇の四六から五七〇の六六まで、五七〇の七〇、五七〇の八一、五七一、字大平五七二の二四から五七二の二八まで、五七二の七六から五七二の八一まで、五七二の九三から五七二の九五まで、西御門字榎谷八〇三、郡家殿字大谷通七二八、七二九、七三〇の一、七三〇の二、七三一の一から七三一の四まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年九月三十日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県伊具郡丸森町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

(1)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

丸森町（次の図に示す部分に限る。）

(3)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(1)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(3)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年九月三十日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市用瀬町江波字杤ケナル一の一、一の二、二から五まで、六の一、六の二、七から一〇まで、一一の一・一一の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一二から一六まで、一七から一九まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇から二二まで、二三（次の図に示す部分に限る。）、二四、字奥ノ谷奥二六、二七から二九まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三二から三五まで、三六（次の図に示す部分に限る。）、三七から三九まで、字越シ免一七八、一七九、一八一の一、一八五、一八八、一九〇、一九一、二〇〇から二〇五まで、二一八の一、字大畑ケ口二一九から二二二まで、二二五、二二六、二三三から二三六まで、字大畑ケ中二三七、二四〇の一、二四一の一、二四三、二四七の一、二四九、二五二、二五三の一、二五三の二、二五四の一から二五四の三まで、二五五から二五七まで、二五八の一、二五八の二、二六〇、二六一の一、二六三、二六五、二六六の一、二六八、二七三、二七四の一、字大畑ケ奥二七六の一、二七九、二八五の一、二八六の一、二八七、二八八の一、二八八の五、二八九、二九〇の一、二九〇の三、二九二の一、二九三の一、二九四の一、字セバ谷二九五から三〇六まで、三〇九、三一一、三一四から三一六まで、三二二から三三七まで、三二九から三三六まで、字大根木谷九八七の二、九八七の三・九八七の一七・九八七の一八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、九八七の三四、字ミコ岩平九八九の一、九八九の二、九八九の二六、字簗ケ谷九九〇の一、九九〇の六、九九〇の七、字ガビ谷九九一の一、九九二の一、九九二の二、九九二の四、九九三の一、字向イ原一〇〇〇、一〇〇一の一、一〇〇三から一〇〇五まで、一〇〇六の一、一〇〇六の二、字水尾ケ谷一〇一一の一から一〇一一の三まで、一〇一一の八、一〇一一の九、一〇一二から一〇一七まで、字山大内谷一〇二七から一〇二九まで、一〇三〇の一、一〇三〇の二、一〇三一の一、一〇三一の二、一〇三二から一〇三四まで、一〇三五の一、一〇三五の二、一〇三七、一〇四〇、一〇四〇の一から一〇四〇の五まで、一〇四一、字セバ谷口一〇四二、一〇四二の一から一〇四二の一〇まで、一〇四二の一八、字山セバ谷一〇四三の七から一〇四三の一〇まで、一〇四三の一五、字大畑ケ谷一〇四五の一、一〇四五の六、一〇四五の七、一〇四五の一八から一〇四五の三五まで、一〇四五の三八、一〇四六の四、一〇四六の六から一〇四六の一〇まで、一〇四六の一二、字出合平一〇四七・一〇四七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字奥ノ谷一〇四八の一から一〇四八の四まで、一〇四八の七、一〇四八の八の一一、一〇四八の一三、一〇四八の一四（次の図に示す部分に限る。）、一〇四八の一五から一〇四八の三一まで、一〇四八の三二（次の図